

## 質問票に対する回答

### ① 特別区制度の意義・効果等

### 3. 区の運営、住民サービスの充実、区長について

|   | 質問要旨   | 回答要旨   |
|---|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長4人というが、市長代理3人として4人にしたらどうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が任命する職員には、予算編成や条例提案の権限はなく、身近な行政を充実するには限界があります。</li> <li>・これに対し、特別区長の場合は、選挙で選ばれ、予算編成や条例提案の権限を持ち、身近な行政を担う区政の全般にわたって責任を持って判断することができます。このため、身近な行政をより充実するには、特別区の設置が必要と考えています。</li> </ul>  |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、大阪市一律のサービスが、特別区になった場合、住民サービスに差異が生じるのではないかと。</li> <li>・特別区長をトップにすると、区長の能力や指導力、方針に差がつくのではないかと。</li> <li>・元々一つのを区分けにすると、色々と差が出て不公平が出てくると思う。</li> <li>・特別区がそれぞれというところに不安がある。区長選出が不安。区長権限が不明。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> <li>・なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</li> <li>・特別区長の場合は、選挙で選ばれ、予算編成や条例提案の権限を持ち、身近な行政を担う区政の全般にわたって責任を持って判断することができます。</li> </ul>  |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・考えと権限を持つ人が増えれば、分断が起きるのではないかと。各特別区で、行政の分断は起きないのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> <li>・なお、大阪府と特別区及び特別区相互の間の意見を調整する場として、大阪府・特別区協議会(仮称)が設置されます。同協議会では、知事と区長は対等な立場で協議し、合意による運営を基本としています。</li> </ul>   |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区長が同じ方向を目指し、連携できるのか。住民のニーズに応えることが重要で、方向性は違っていてもいいのか。</li> <li>・特別区間で同じように発展・開発していくのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されます。4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> <li>・なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</li> <li>・大阪府は、大阪の成長に向けた司令塔として、大阪全体の視点で、大阪の成長・発展、圏域の安全・安心に関する取組みを迅速・強力かつ効果的に進めていきます。</li> <li>・また、大阪市が担ってきた役割を果たすため、役割分担に応じた財源配分を行います。</li> </ul> |

|    | 質問要旨  | 回答要旨   |
|----|---|--|
| 5  | 市民に対して、職員がそれぞれ担当する仕事が都構想によりどう変化するか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)では、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、大阪府は大阪全体の都市の発展、安全、安心にかかわる事務などを担い、各特別区は中核市並みの権限を基本として、都道府県や政令市の権限であっても住民に身近な事務については処理することとしています。</li> <li>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> </ul>  |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明パンフレットに「特別区を設置し、より身近なところで地域ニーズを把握」とあるが、具体的にどのようなシステムで把握するのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供していくものと考えています。</li> <li>・現在の24区単位で設置される地域自治区、地域協議会において、地域の皆さんの声をお聞きし、公選の区長と区議会が住民ニーズに沿った身近な行政サービスの提供に取り組みます。</li> </ul>   |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口270万に1人の市長より人口50～75万に1人の特別区長の方がどれだけ身近になるのか。</li> </ul>                  | <p>特別区設置の具体的な効果として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の大阪市よりも人口規模が小さい基礎自治体が設置され、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、より地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することで住民サービスが最適化できること</li> <li>・各特別区に、教育委員会や児童相談所、保健所などが設置され、きめ細かいサービスを展開するとともに、中核市並みの事務を担うことで、専門的かつ包括的なサービスの提供が可能となること</li> <li>・現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置することで、住民の利便性の維持や地域の意見を行政に反映できること</li> </ul> <p>などの効果があると考えています。</p> |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民側からどのように区長に上げたらいいのか、その方法はどのようにすればいいのか。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置後、現在の24区単位で地域自治区が設けられ、地域自治区においては、法律に基づき住民の意見を区政に反映するために、「地域協議会」が設置されます。「地域協議会」では、地域自治区の事務所(名称は区役所のまま)が所掌する事務に関する事項について、区長などに対し意見を述べることができます。</li> <li>・また、特別区の区長は、選挙で選ばれるため、住民の意思は、選挙を通じて表明することができます。</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市長はどんなポジション(役割)になるのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴い、大阪市は廃止されるため、大阪市長は失職します。</li> <li>・なお、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第13条に基づき旧大阪市長は、特別区長が選挙されるまでの間、特別区の職務執行者となります。</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の政治家を信頼することは難しい。特別区の区長、区議を選挙で選出とはいえ、住民に寄り添い区政にたずさわる政治家はいるのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区においては、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、独自の予算や条例を定め、区政全般において、地域の声にきめ細かく対応して決定できるようになると考えています。</li> </ul>   |

|    | 質問要旨   | 回答要旨  |
|----|--|---|
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区が実現した場合、区長と区議会は、東京都にならい公選になるのか。</li> <li>・現行法では、区長や区議は選挙で選べないのか。</li> </ul> | 特別区長と区議会議員については、公職選挙法に基づき、特別区設置の日から50日以内に選挙で選ばれます。  |
| 12 | 特別区長の選出について、どのようなプロセスなのか、下部の区長との兼務はあり得るのか、任期は何年か。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区長は、公職選挙法に基づき選挙により選ばれます。</li> <li>・現在の区役所では、地域自治区事務所(名称は区役所のまま)として引き続き窓口サービス等が提供されますが、その長は特別区長が任命する職員であり、法的に特別区長は兼務できません。</li> <li>・特別区長の任期は、法律により、4年とされています。</li> </ul>  |
| 13 | 特別区長選挙はいつ頃実施されるのか。   | 特別区長と区議会議員を選ぶ選挙は、特別区設置後50日以内に実施されることとなります。  |
| 14 | 特別区長選挙にかかる費用はどうなるのか。   | 特別区長選挙の執行経費については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律を参考に、特別区設置準備期間中に検討されます。  |
| 15 | 特別区長の報酬はどうなるのか。  | <p>特別区長の給料等については、条例により定める必要があることから、特別区設置準備期間中に検討した上で、特別区設置時点において必要な条例を職務執行者(旧大阪市長)が専決処分(※)を行い定めることとなります。</p> <p>なお、条例を改正し、給料額を変更することが可能です。</p> <p>※専決処分・・・議会が成立しないなどにおいて、長が議会に代わって議会が議決すべき議案を決定すること。次の議会において長が議会に報告し、承認を求めることになる。</p>   |
| 16 | 区長をやめさせる方法はあるか。  | 地方自治法では、長の解職の請求(リコール)に関する規定が設けられています。   |
| 17 | 特別区長が知事と意見が合わず任期途中で議会を解散し改めて選挙を行う、又は住民が解散を請求して選挙を行うことはあるのか。その費用はどこから捻出されるのか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法では、都道府県又は市町村(特別区を含む)の議会において長の不信任の議決をした場合に、長が議会を解散することができる旨の規定があります。なお、前述の記載以外に、長が議会を解散する旨の規定はありません。また、一定数の住民からの直接請求により議会の解散をすることができる旨の規定もあります。</li> <li>・これらの議員の選挙の費用については、当該地方公共団体が負担することとなります。</li> </ul>  |
| 18 | 特別区議会について任期途中で解散し選挙を行う、住民が不信任決議案を出して任期途中で新特別区長の再選挙といった制度はあるのか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法では、都道府県又は市町村(特別区を含む)の議会において長の不信任の議決をした場合に、長が議会を解散することができる旨の規定があります。なお、前述の記載以外に、長が議会を解散する旨の規定はありません。また、一定数の住民からの直接請求により議会の解散をすることができる旨の規定もあります。また、長の解職の請求(リコール)に関する規定も設けられています。</li> <li>・上記のような事案が起こった場合には、その特別区と他の特別区とで、特別区長選挙の日程がずれる可能性はあります。</li> </ul> |

|    | 質問要旨  | 回答要旨  |
|----|---|---|
| 19 | 区長が死亡や執務不能となり、選挙が実施された場合、その区長の任期は他の特別区とずれるのか。                 | 長が欠けた場合は、公職選挙法に基づき選挙が実施されます。当該選挙で当選した者の任期は、前任の長の再任でない場合、当該選挙の日から起算され4年間となります。したがって、他の特別区長の任期とずれる場合があります。  |
| 20 | 地方自治法では特別区は一般の市町村以下の自治体に位置付けられ、国への直接要望や意見の具申ができないが、なぜ明記しないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪の特別区は、中核市並みの権限を基本として、小中学校教職員人事権や児童相談所の設置など都道府県権限や政令指定都市権限であっても、住民に身近なものは特別区の権限として有しています。</li> <li>・また、特別区は、平成10年の地方自治法改正で基礎的な地方公共団体と位置付けられています。一般の市町村と同様、直接国への要望や意見の具申ができます。</li> <li>・なお、地方自治法第2編(第5条～第263条の3)中の市に関する規定は、地方自治法第283条第1項の規定により特別区に適用されます。東京都の特別区は、国への意見申出等が可能な全国市長会、全国市議会議長会に属しており、大阪の特別区でも同様の対応が可能となります。</li> </ul> |
| 21 | 特別区の区長の権限は大阪市長と同じ程度なのか。                                       | ・大阪市は、政令指定都市権限を有しています。他方、大阪の特別区は、中核市並みの権限を基本として、小中学校教職員人事権や児童相談所の設置など都道府県権限や政令指定都市権限であっても、住民に身近なものは特別区の権限として有することになります。   |
| 22 | ・4つの区長は、他市長と同じ扱いということか。「北区市」という概念になるのか。                       | ・特別区長は、市町村の市長村長と同様、選挙で選ばれ、特別区を総括し、代表します。  |
|    |   |   |